

件名	えひめの豊かな海と漁業を育む水産振興条例	
主管課	財政課	
根拠法令等		
<p>【制定の概要】</p> <p>水産業及び漁村の振興に関する基本理念を定め、県の責務、水産業者及び水産団体並びに県民の役割について明らかにするとともに、水産業及び漁村の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の水産業及び漁村の持続的な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与するため、この条例を制定しようとするものである。</p>		
第1条 目的	第15条 魚食普及の推進	
第2条 定義	第16条 豊かな海づくり	
第3条 基本理念	第17条 環境にやさしい水産業の推進	
第4条 県の責務	第18条 海洋ごみの削減の推進	
第5条 市町との連携等	第19条 担い手の確保及び育成	
第6条 水産業者及び水産団体の役割	第20条 女性の活躍及び男女共同参画の推進	
第7条 県民等の役割	第21条 安定的な漁業経営の育成	
第8条 基本計画	第22条 水産業協同組合の経営の安定	
第9条 持続可能な水産資源の管理	第23条 水産業の基盤の整備及び強 ^{じん} 靱化	
第10条 養殖漁業の更なる発展	第24条 漁村の振興	
第11条 未来を見据えた水産業に関する技術の研究開発	第25条 内水面漁業の維持及び発展	
第12条 適切な漁場利用の推進及び漁業秩序の維持	第26条 県民の理解の促進	
第13条 海域の特性に応じた漁業振興	第27条 財政上の措置	
第14条 県産水産物等の国内外への販路の拡大	第28条 施策の実施状況の公表	
	附則	
施行日	公布日	
<p>【その他参考事項】</p>		